

7 課題と国への提言

(1) 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応

① 妊娠期から出産後までの切れ目のない支援体制の整備

本報告において心中以外の虐待死事例の年齢別内訳を見ると、0歳児の占める割合が44.6%と最も高く、その中でも生後3か月までの間に死亡している事例は0歳児の虐待死事例のうち72.0%を占めている。0歳児の虐待死事例が多い背景のひとつに「予期しない妊娠／計画していない妊娠」がある。妊娠期・周産期の問題について、心中以外の虐待死事例では、「医療機関から連絡」が20人(35.7%)、次いで「妊婦健康診査未受診」が16人(28.6%)、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」は、14人(25.0%)であった。第3次報告から第20次報告までの総数でみると、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」は、269人(27.7%)で最も多かった。

また、若年(10代)の妊娠についてみると、我が国における全出生数のうち母親の年齢が若年(10代)の割合は約1%前後で推移^{注14)}している。一方で、心中以外の虐待死事例では、「若年(10代)」の割合が12人(21.4%)、第3次報告から第20次報告までの心中以外の虐待死事例における「若年(10代)妊娠」の割合は17.0%であり、その割合の高さは顕著である。児童虐待を予防していく上で看過できないリスク要因である。

妊娠期からの切れ目のない支援の充実については、これまでの報告書においても繰り返し提言がなされてきたところである。妊娠届出時から子育て期にわたり、伴走型相談支援による面談等の機会を得た情報を基に、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、支援を要する妊産婦等へのサポートプランを作成した上で家庭支援事業や母子保健に関する支援の提供について一体的にマネジメントを行い、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援を行うことが求められる。支援に当たっては、新たに創設された家庭生活に支障が生じた妊産婦等に安心して生活できる居住の場を提供し、日常生活の支援や養育に関する相談や助言、関係機関との連絡調整を行う「妊産婦等生活援助事業」や、訪問支援員が家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦等の居宅を訪問し、家事・子育て等の支援を行う「子育て世帯訪問支援事業」等の家庭支援事業の利用促進を図りたい。また、家庭支援事業の利用が必要と認められる者に対しては、その利用を勧奨しなければならず、また勧奨しても利用することが著しく困難な場合は利用の措置を行い、支援を提供することができることから、こどもや保護者にとって効果的な支援が提供できるよう、総合的かつ多角的なアセスメントを行い、妊娠中から出産後まで、継続的な支援が行われるよう推進することが重要である。

市区町村においては、母子保健担当部署や虐待対応担当部署職員から妊娠期に起こる体の変化等に支援者が気付くためのポイントや、心中以外の虐待死事例のうち0日・0か月児が多くを占めることなどの情報について障害福祉担当部署や生活保護担当部署等へ共有していくなど、予期しない妊娠の予防及び相談の体制の構築を

注14) 平成22年から令和4年までの厚生労働省人口動態統計による。

図ることができるよう、関係省庁や関係部局が一体となり具体的な対応策を検討していくことが求められる。

また、若年期からの孤立防止、妊娠期からの相談支援体制の充実強化は虐待の発生予防には特に重要である。例えば、若年者が妊娠や出産、避妊法に関する相談が気軽にできる仕組みが設けられることで普段からつながりを持つことができ、いざというときに孤立することを防げる可能性が高まると考えられる。さらに、虐待対応担当部署は、改正法により創設された地域子育て相談機関等とも連携し、支援が必要な妊産婦や子育て家庭の状況把握の機会を増やすことができるよう、引き続き適切な支援につながる体制づくりが求められる。

また、若年妊婦等に対する SNS やアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保など、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和5年3月22日閣議決定）を踏まえ、プレコンセプションケアを含め、男女を問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す事を目的とした性と健康の相談センター事業をさらに推進することも重要である。

こどもを養育することが困難な場合には、養子縁組制度、里親や乳児院等の活用など社会的な養育についての相談の機会があることも周知する必要がある。国においてはこのような制度があることや、妊娠に困難を抱えた際の相談先等に対するより一層の周知に取り組むとともに、妊娠や避妊といった性に関する正確な知識等について、障害児を含む全てのこどもに対し、学校における発達段階に応じた性に関する教育が行われるようにしていくべきである。また、男女を問わずあらゆる世代や関係者に対して妊娠、出産や避妊等の性に関する医学的・科学的に正確な知識の情報提供等が多角的になされるよう、取組を一層推進していくことが重要である。国においてはこども家庭庁や厚生労働省、文部科学省などの関係省庁間に加え、関係部局間でも幅広い連携のもと、性や妊娠・出産等について知る機会がなかった可能性がある障害者などに対して、その障害の程度や妊娠に関する理解度、意向等に合わせた適切な情報提供を行うこと、また、必要に応じて、障害者の在宅生活を支える各種障害福祉サービスに加え、こども家庭センター等のこども及び妊産婦の福祉や母子保健の相談窓口に関わり、必要な支援が確実に行われるよう、障害福祉サービス事業者や相談支援事業者に対し、これら相談窓口や支援施策の周知を行うことや日頃からの連携体制の構築について、地方公共団体の取組を促すべきである。

② 精神疾患のある保護者等への相談・支援体制の強化

虐待死事例の中には、保護者に心理的・精神的問題等を抱えている事例が例年一定数含まれている。保護者（実母）の心理的・精神的問題等では、心中以外の虐待死事例で「養育能力の低さ」が27.3%、「育児不安」が20.0%、「精神障害（医師の診断によるもの）」が18.2%であった。

また、保護者（実父）の心理的・精神的問題等では、心中以外の虐待死事例で「感情の起伏が激しい」が12.2%、「衝動性」が9.8%、「精神障害（医師の診断に

よるもの)」が4.9%であった。

国は、地方公共団体がこどもの最善の利益を保障するために、精神疾患のある保護者に対して適切な支援が行われるよう、精神疾患のある保護者への支援のあり方について、理解を深めるよう取り組むとともに保健・医療・福祉のより一層の連携強化を推進することが必要である。

また、令和5年度に妊産婦のメンタルヘルスに係る課題に対応するため、地域での連携体制の構築を図ることを目的に創設された「妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業」を活用し、地域の実情に応じて妊産婦のメンタルヘルスに係る課題に対応できる連携体制の構築が図られるよう推進することが求められる。

③ 虐待の早期発見及び早期対応の充実

児童相談所における虐待相談の対応件数は毎年増加しており、令和4年度は219,170件（速報値）で平成11年度に比べて約19倍となっている。虐待相談の内容別割合をみると心理的虐待が59.1%で最も多く、4,760件増加している。令和4年度の経路別件数をみると、警察等からの相談件数が112,965件で51.5%を占めており、次いで近隣・知人が24,174件で11.0%と続いている^{注15)}。

また、本報告における心中以外の虐待死事例で、死亡に至った事例の発生以前に虐待通告がなかったもの（日齢0日児の死亡事例も含む）は、35人（62.5%）であった。身近にある地域での気づきが、こどもやその保護者を救うきっかけとなることや、民間の支援事業等も活用した地域の声掛けやかかわりが充実し、早期の発見や支援につながることが、虐待の重篤化を防ぐことにつながることを周知する必要がある。国は、引き続き、児童相談所虐待対応ダイヤル189（いちはやく）や親子のための相談LINE等の周知啓発や民間支援事業者の活用促進など、広く一般からの通告や相談しやすい体制の整備に取り組むことが重要である。

今回の対象事例において、乳幼児健康診査等の未受診や、訪問時にこどもに直接会えなかった状況があり、結果としてこどもが死亡に至った事例があった。国は、地方公共団体における乳幼児健康診査未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認調査により、全てのこどもについて目視による状況確認を適切に行うことが重要である。そして、訪問により把握したこども・家庭に対し、地方公共団体が地域で子育て支援を行う機関や団体、児童委員などを活用しながら、こども・家庭の困りごとを把握し、申請手続等の支援も含め円滑かつ確実に支援・サービスに結びつけていくことができるよう、引き続き自治体の取組を支援することが求められる。

本報告における心中以外の虐待死事例の加害の動機では「しつけのつもり」が2人、第2次から第20次まででは98人報告された。令和元年6月に児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号、以下「令和元年改正法」という。）が成立し、親権者等は、児童のしつけに際して、体罰を加えてはならないことが法定化され、令和2年4月に施行された。さらに、民法等の一部を改正する法律（令和4年法律103号）により、民法における懲戒権

注15) 出典：令和5年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料

に関する規定が削除されるとともに、「親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に程度に配慮しなければならない、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」と規定した民法第 821 条が新設され、児童福祉法及び児童虐待防止法においても、これを踏まえた所要の改正がされた。引き続き、こどもに対する体罰は、こどもの精神や発達に様々な悪影響を及ぼし、いかなる理由でも認められないことについて周知を図るとともに、体罰等によらない、こどもの発達段階に応じた子育ての推進に取り組むことが重要である。

(2) 虐待対応における児童相談所と市区町村やその他の機関との連携強化の推進

平成 28 年の児童福祉法等の改正で、市区町村は基礎的な地方公共団体として、児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援等に係る業務を行うこととされた。都道府県は、引き続き市区町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、専門的な知識及び技術並びに各市区町村の区域を超えた広域的な対応が必要な児童の福祉に関する業務を適切に行うこととされている。児童相談所と市区町村が相互の役割や機能を理解した上で、国が示している児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールの活用などにより、切れ目なく援助又は支援を行うことが必要である。また、児童虐待防止に関する協働機関として互いの情報を共有し、時に危機感に乖離が生じている場合は、より危機感を強く抱いている機関の意見を基に再度アセスメントし、丁寧に意見をすり合わせていくことが必要である。そのためにも、国は、都道府県による市区町村等の支援状況や都道府県と市区町村等の連携方策、その実態などを把握し、各機関が相互理解を深めながら同一の支援方針に基づいて確実に役割を遂行できる体制の整備を促進することが求められる。

また、当該家庭に支援等の関与がある場合に、設置主体が異なる関係機関では連携が難しいことが考えられる。国は地方公共団体間や設置主体によらず、関係機関間における密な連携体制の構築を図り、児童虐待対応が多様な関係機関によって支援が途切れることなく包括的に行われるよう推進することが求められる。特に、障害福祉担当部署等が障害のある妊婦の存在を把握した際などは、母子保健担当部署及び虐待対応担当部署への情報提供をする必要性が高い。加えて、情報提供を受けた関係部署においては、適切な対応に向け、関係機関と事例の共有及び対応に関する相談を行う必要があるため、まずは経験値のある児童相談所に事例の共有及び対応方針に関する相談することの検討や、妊婦への説明内容等必要な対応について事前に協議しておくなど、迅速な対応を可能とする体制の整備が求められる。国は、障害がある者に対する性や妊娠・出産等に関する情報提供や本人の意思を尊重した必要な支援を確実に行うための体制構築等について、障害保健福祉部局、母子保健部局、児童福祉部局、文部科学省等の連携による取組の推進が求められる。

(3) 児童相談所・市区町村職員の人員体制強化及び専門性の確保と資質の向上

虐待相談対応件数は毎年増加している一方で、児童虐待への相談対応は、リスクや緊急性等の総合的な判断かつ迅速さが必要とされるため、その職員には高度な専門性が求められる。

令和5年度以降の児童相談所の体制については、「児童虐待防止対策の更なる推進について」（令和4年9月2日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、令和4年12月15日に「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）を策定し、児童福祉司を令和6年度末までに1,060人程度、児童心理司を令和8年度末までに950人程度増員することを目標としている。さらに、児童福祉司の職務遂行能力の向上等を図るため、他の児童福祉司の指導・教育を行う児童福祉司（以下「SV」という。）も令和6年度末までに全国で250人程度増員することを目標としている。今後は、SVを含めない児童福祉司数を基に、虐待相談以外の相談も含めた受け持ち事例数が地区担当職員1人当たり約40件相当以下となるよう整備を行い、SVがスーパービジョンに専念できる体制を整えることが求められる。また、令和元年度改正法により、児童相談所において常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に措置決定等を行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとともに、医師及び保健師を配置するものとされ、令和4年4月に施行されている。引き続き国は、地方公共団体において必要な人員体制やその専門性が確保されるよう、児童相談所の医師や保健師、弁護士等の専門職の活用状況やよりよい活用例について情報を収集及び周知や研修等の支援を行うとともに、児童福祉司等のソーシャルワークを担う人材の資質向上の推進に一層努める必要がある。

また、改正法により令和6年4月から施行された、認定資格であるこども家庭ソーシャルワーカーは、認定機関が認めた講習の課程を修了し、認定機関が行う試験に合格し、登録した者となっていることから、こども家庭ソーシャルワーカー研修に関し、こども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するという創設の趣旨を踏まえ、職員の積極的な受講の促進について、都道府県、市区町村等に対して、周知・支援することが求められる。

併せて、「こども家庭センター」の職員についても、母子保健と児童福祉の両機能の一体的な支援を促す統括支援員の人材育成はもとより、両機能を担う専門職の配置の支援や専門性を強化するための研修等の一層の充実が必要である。

(4) 要保護児童対策地域協議会の効果的運用の推進と体制整備

地方公共団体には、支援対象児童等（要保護児童若しくは要支援児童及び保護者又は特定妊婦）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うため、関係機関、関係団体等により構成される要保護児童対策地域協議会の設置が努力義務として児童福祉法に位置づけられている。令和2年時点の要保護児童対策地域協議会の設置率は99.8%であった。

本報告において、死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の活用状況は、心中以外の虐待死事例では、「よく活用している」が36人(69.2%)、「ある程度活用している」が14人(26.9%)であり、「よく活用している」と「ある程度活用している」を合わせると、ほとんどの事例発生地域で要保護児童対策地域協議会が活用されていた。

しかし、本報告における対象事例の約7割が要保護児童対策地域協議会において検討がされておらず、関係機関の役割分担や支援方針等について関係機関間で十分な議論がなされていたとは言えない状況であった。

本報告においては、個別ケース検討会議を状況に応じて開催し、支援方針の見直し等を行っていた市区町村があった一方で、定期的な実務者会議で情報共有のみとなり、個別ケース検討会議の実施による支援方針や役割分担の見直しなど、具体的な検討には至らなかった事例もあった。虐待リスクを把握した際には速やかに関係機関間で情報共有を行い、支援・介入の見立てを行うことができる体制の整備も必要である。国は、地方公共団体において、要保護児童対策地域協議会の効果的な運用が行えるよう、より一層の取組の充実に向けて支援することが求められる。

(5) 一時保護の適正性及び手続の透明性の確保と解除後の支援体制の整備

改正法により、児童相談所長又は都道府県知事は、一時保護の決定又は解除を行う場合等に、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して措置を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとらなければならないこととされたところである(法第33条の3の3)。

また、一時保護施設設備運営基準第9条第1項において児童相談所長又は都道府県知事は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならないこととされ、また、同条第2項において、一時保護施設は、意見聴取等措置で表明されたものを含め、児童の意見又は意向を尊重した支援を行わなければならないこととされている。

国は、一時保護の決定や解除に当たっての意見聴取等措置やその際の説明等については、「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」(令和5年12月26日付こ支虐第224号こども家庭庁支援局長通知)等をもとに適切に対応できるよう、理解促進に努めることが求められる。

本報告の対象事例において、複数回の一時保護を繰り返したのちに死亡に至った事例、一時保護の必要性を認識しながら、対応ができなかった事例などがあった。また、一時保護後に家庭復帰する際の情報収集やアセスメントや評価が不十分と考えられる事例があった。

一時保護は、児童相談所が行う相談援助活動の中で安全確保やアセスメントが必要な場合に行うものであり、その期間中に、生活場面でこどもと関わり寄り添うととも

に、児童相談所において関係機関と連携しながらこどもや家族に対する支援内容を検討し方針を定める期間となる。こどもの安全確保のため必要と認められる場合には、こどもや保護者の同意を得なくても一時保護を躊躇なく行う。一方、乳幼児期は特に保護者との愛着形成の過程において大きく影響する時期であり、親子分離が長期化することで親子関係の再構築に当たって課題を残す可能性もある。可能な限り援助方針の決定を慎重かつ速やかに行うなど愛着形成への影響が最小限となるよう十分に配慮する必要がある。

また、こどもが一時保護されている間も、家庭復帰に向けて、要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議等を活用し、一時点における表面的なこどもの状態像や家族状況だけでなく、過去の経過と現在の家族の状態像を含めてその適否を見守る児童相談所が関係機関とともに検討することや、家庭復帰後の支援体制について関係機関と協議し、役割分担や緊急時の対応等の確認を行い、各機関がそれらの決定事項を確実に遂行すること、加えて、当該家庭に対する地方公共団体や民間団体など様々な支援者が情報を共有し、家族全体を総合的にアセスメントすることが必要である。

子ども虐待対応の手引きにおいて示している「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」、「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」の活用等により客観的に状況把握した上で判断し、こどもの安全確保や保護者支援等のための具体的な支援プランを作成して児童相談所・市区町村・関係機関等の役割を明確にすること、一時保護解除後を見越してする、例えば市区町村がサポートプランを作成するなどして継続的な支援を行うことについて、引き続き、地方公共団体の取組を促す必要がある。改正法において、親子関係再構築支援を適切に行えるよう、支援員の配置や、こどもや保護者に対するカウンセリングの実施、学識経験者等からの技術的助言や指導を実施する「親子再統合支援事業」を創設している。国においては、都道府県で親子再統合支援事業が着実に実施されるよう、引き続き必要な措置の実施に努め、より一層の親子関係の再構築支援の体制を整備することが求められる。

(6) 地域をまたがる（転居）事例への適切な対応の推進

本報告の対象事例において、過去に関与した関係機関が積み重ねてきたアセスメントの経過やリスクに伴う危機意識が転居先の関係機関の全てに適切に引き継がれておらず、こどもを含めた家族の抱える課題を適切に認識できていなかった事例があった。特に保護者の行動や成育歴などの情報のほか、きょうだいへの虐待歴など、児童相談所や母子保健担当部署を含む市区町村の担当部署全体で十分に把握し、保護者の心中企図・自傷行為・自殺未遂や他のきょうだいへの虐待といった、今後のリスクとなり得る情報があった場合、移管元の児童相談所に確認する、医療機関へ意見聴取するなど、リスクを適切に把握し評価することが必要である。転居元が詳細な情報を把握していない新たな家族（同居人等）については、当該者に直接聴取を行い、生育歴、こどもの養育に対する考え方等を確認し、リスクを再評価することが必要である。

国は、地方公共団体に対して、転居は家族に変化が生じるきっかけとなり、転居によるリスクの変化については慎重に判断する必要があることを、引き続き周知すべき

である。併せて、転居の場合、こどもへの権利侵害に関する危機感が伝わらない危険が高いことを意識して、対面等により十分なコミュニケーションをとって詳細な引継ぎを行うことや、関係者間の認識の差をなくす観点から、ケース移管後少なくとも1か月は移管元の支援方針を継続したのち、移管先の新たな環境下での家族の状況等をアセスメントし、支援方針の判断をすることについても、繰り返し注意喚起することが重要である。また、移管や情報提供を受けた児童相談所や市区町村は、その内容に応じて管内の市区町村や管轄の児童相談所、保育所や学校等の市区町村の他部署等への情報提供や、個別ケース検討会議の開催を（他の受理ケースと同様に）当然に検討すべきことにも留意が必要である。

転居前の地方公共団体は、これまでのアセスメント等に関する情報を転居後の地方公共団体へ確実に引き継ぐことが必要である。国においては、転居等における事例移管時の情報共有がスムーズに行われるよう、地方公共団体が活用する要保護児童等に関する情報共有システムが令和3年度より地方公共団体において各運用が開始されたところであるが、引き続き、地方公共団体間における情報共有システムの一層の活用に向けた取組が求められる。

(7) 地方公共団体における再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進

児童虐待防止法第4条第5項には、国及び地方公共団体の責務等として、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、児童虐待の防止等のために必要な事項の調査研究及び検証の実施が定められている。国が行う検証は、虐待死事例の背景や関係機関の関与状況等に関する地方公共団体からの報告を基に実施されることになっている。本報告において、児童虐待による死亡事例を把握した地方公共団体は、34か所（45.3%）であり、検証の実施状況をみると、「検証していない」地方公共団体は16か所（47.1%）、「検証した」地方公共団体は7か所（20.6%）、「複数事例のうち一部検証した／一部検証中」の地方公共団体は6か所（17.6%）、「検証中」の地方公共団体は3か所（8.8%）であった。

「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」の一部改正について」（平成30年6月13日付け子家発第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）では、虐待による児童の死亡事例等について事実の把握を行い、死亡した児童の視点に立って発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討することを目的として示している。本報告において、「心中」事例は保護者がこどもを殺害するという様態に照らせば虐待による死亡であるとしており、「心中」事例においても保護者を含めた家族を捉え発生原因の検証を行うことは必要な再発防止策を検討するのに非常に有用である。国においては、地方公共団体において引き続き「心中」事例、「心中以外」の事例を隔てることなく積極的な検証・分析を行っていくよう啓発していく必要がある。

さらに、本調査において、都道府県の検証組織と市区町村（要保護児童対策地域協議会）の双方で検証を実施し、共通の課題認識のもと、再発防止策の検討を行った地

方公共団体があった。上記通知において、児童相談所、市区町村（要保護児童対策地域協議会）その他の関係機関がそれぞれの再発防止策を検討する観点から独自に検証を実施することも重要であるとしており、国においては、その有効性について引き続き周知していくことが求められる。また、当事者である地方公共団体による有効な検証の実施に向けて、地方公共団体が検証を実施する際に関係機関からの情報を収集しやすくなるよう、調査研究結果を周知するとともに、検証に向けて地方公共団体が把握する情報の精度を高めるための支援策について検討すべきである。

本委員会では虐待死事例等の検証から抽出された対応等の留意点について「第1次から第20次報告を踏まえてこども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきリスク」を示すとともに、本報告において、参考データとして第1次から本報告までの「課題と提言」の一覧も掲載している。

過去の検証結果からの学びを活かすことが類似事例の予防や再発防止につながる。地方公共団体が実施する研修等において検証報告書が一層活用されるよう、死亡事例検証結果を用いた研修方法の調査研究結果等について周知に努めるとともに、より一層の充実を図ることが求められる。

(8) こども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討

本報告の対象事例においても、こども自身の意見や思いを聴いていない、こどもから得られた情報が、アセスメントや支援方針に十分に活かされていないと考えられる事例があった。こどもから得られる情報が支援の契機になることもある。しかし、こどもからの情報や意見等はこどもの年齢、発達の状況等に応じて、一人では意見や意向を形成し、言葉にして表明することが困難であることも多い。改正法では、社会的養護に係るこども権利擁護の強化を図るため、こどもの意見表明等支援事業（一時保護施設等において、こどもの求めに応じることや、定期的に訪問すること等により、こどもが施設等での生活における悩みや不満、措置の内容に関する意見等を形成し、関係機関に対し表明することを支援する仕組み）が創設されるとともに、こどもの権利擁護に係る環境整備（こどもの申立てに基づき児童福祉審議会等による調査審議・意見具申を行う等）が都道府県等の業務として規定された。国においては、各都道府県等や必要に応じて市区町村において、改正法に基づくこどもの権利擁護のための取組が積極的に実施され、全国的に社会的養護に係るこどもの権利が守られる体制の構築が進むよう、より一層の積極的な取組が望まれる。

過去の報告において言及された課題と提言については、引き続き対応する必要がある。特に、本報告でも改めて言及がある内容については今までの対応状況を振り返り、一層積極的な取組が望まれる。